

様式第 24（第11条関係）（平 3 通産令70・平 5 通産令75・平 7 通産令57・平 8 通産令79・平10通産令87・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第35繰上・一部改正、平12通産令357・平15経産令72・平16経産令28・平27経産令 7・令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正）

【書類名】 商標登録料納付書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 防護標章登録について登録料を納付するときは、「【書類名】」を「防護標章登録料納付書」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」と記録する。
- 2 「（【納付の表示】）」の欄は、商標法第41条の2第1項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記録する。
- 3 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付の表示】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 4 商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは「【登録料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書提出」と記録する。
- 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」と

あるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考
5 中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるの
は「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。